

## 誓 約 事 項

- 1 広島県庁仕事体験への応募内容の記載に相違はありません。
- 2 就業規則、その他の諸規程を固く守ります。
- 3 実習期間中に知り得た秘密に属する事項に関することは、実習期間中はもとより、実習期間終了後においても一切他言しません。
- 4 実習について責任を持つ職員（以下「実習責任者」という。）の指揮及び監督に従い、実習において学生を指導する担当職員（以下「実習指導者」という。）の指導内容を遵守します。
- 5 貴団体の職場秩序を守り、実習生として品位品格を損なうようなことはいたしません。
- 6 無断で欠勤、遅刻、早退はいたしません。やむを得ない場合は実習責任者又は実習指導者に連絡いたします。
- 7 業務の都合上、実習時間及び実習日の変更がある場合にも、これに従います。
- 8 無断で欠勤、遅刻、早退した場合、実習生として品位品格を損なう行為をした場合、又は秘密に属する事項を漏らした場合等には、実習の中止、在籍する学校への報告、これに基づく事実確認等を経た上での戒告若しくは訓告、停学又は退学等所属する学校が規定する措置を受けても異議は申しません。
- 9 実習期間中に事故、災害に遭いケガをした場合や、貴団体又は第三者に対して物品等に損害を与えた場合に備え、傷害保険及び損害賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応します。